

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実について
(依頼)

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和 2 年 2 月 1 日付け事務連絡）において「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置を依頼し、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）」（令和 2 年 2 月 13 日付け事務連絡）において「帰国者・接触者相談センター」の周知並びに「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の体制強化をお願いしているところです。

国内発症例については積極的疫学的調査を行っているところですが、ここ数日報告された国内発症例については、今後も更なる調査を進める予定ではあるものの、現時点では感染経路が判明していない事例もあり、国内の感染状況はこれまでとは異なる状況になっています。医学的・科学的な評価については専門家の判断が必要であり、早急に評価を依頼しております。その評価を踏まえて、今後、対応が必要との判断に至った場合には別途要請を行う予定ではあるものの、まずは、今後増加が見込まれる「帰国者・接触者相談センター」へ相談する方や「帰国者・接触者外来」の受診が必要な方に即座に対応できるよう、「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 「帰国者・接触者相談センター」について

症状の出現や急変があった場合に、住民の方がいつでも即座に相談できるよう、「帰国者・接触者相談センター」を 24 時間対応可能とすること。その際、夜間・土日は都道府県で一括して窓口を設置するといった方法も考えられるため、貴管下の市区町村の状況に応じて適切に対応すること。

また、住民の方がいつでも「帰国者・接触者相談センター」に相談できることを、

市区町村や関係団体と協力しながら、広く周知を行うこと。その際、時間によって窓口や電話番号が異なる場合は、その点を明確に周知すること。

2. 「帰国者・接触者外来」について

「帰国者・接触者外来」については、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置を依頼していたが、2月14日時点で全国で663箇所、ほぼすべての二次医療圏で1箇所以上「帰国者・接触者外来」を設置したと報告を受けている。今後は、受診者の増加に対応できるよう平成21年の新型インフルエンザ対応時と同水準の設置件数（発熱外来は全国で約800箇所設置）を目途に、各都道府県において「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加に努めること。

3. 「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告について

「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等については、「「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について」（令和2年2月1日付け事務連絡）に基づき、引き続き報告を行うこと。

以上

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html